

平成19年度福島家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成19年11月28日(水)午後1時15分～午後3時30分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室(3階)
- 3 出席者 石原那津子, 遠藤伝一郎, 小川理佳, 加藤三枝子, 菅野篤, 鈴木芳喜,
曾我大三郎, 吉成宣子
- 4 開会等
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員長の挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 説明者の同席
- 5 議事(委員長, 委員, 説明者(裁判所職員))
 - (1) 庁舎設備の概要及び窓口での対応等についての説明

家庭裁判所の庁舎は昭和34年新築で、今年で築後48年になります。この間、下水道整備、エレベーター整備、自動ドア整備等各種設備工事を実施するとともに、庁舎の補修工事をして庁舎機能及び利用環境の維持を図ってきましたが、外壁には剥離やヒビが発生し、内壁には亀裂も生じるなど、老朽化が著しく、建て替えが必要な状態なので上級庁に要望しています。

冷暖房は重油を燃料として冷温水を発生させるという古い方式の設備なので、故障も多く、また冷暖房の効果が出始めるまでに40分程度の時間が必要です。さらに、家裁にある冷温水発生装置で家裁と地裁の両方の庁舎の冷暖房を一元管理しているため、必要な部屋だけに冷暖房を使うといった方法がとれず、温度設定もできないため、非常に効率が悪いものになっています。

家事相談は、書記官又は家庭裁判所調査官が来庁者に対して希望する裁判所の手続について概要や申立方法、手続の流れを説明するものです。予約等は不要で、手数料もかかりません。1件当たりの相談時間の目安は20分位で、1日におよそ10人の方が相談に訪れます。正面ロビーに設置されたタ

タッチパネル式パソコンやDVDによる手続案内や資料提供も行っています。

家事相談は、あくまでも裁判所の手続について説明するもので、法律相談や困り事相談ではありませんので、「離婚すべきかどうか。」、「遺産はいくらもらえるか。」といった相談には応じられません。その辺りも相談できると誤解して来庁される方も多く、全国の家庭裁判所でも問題となっていたことから、最高裁判所から、誤解を与えやすい「家事相談」という名称を来年1月から「家事手続案内」へ変更する旨の方針が示されたところです。ただし、実質的に提供するサービスが大きく変わることはありません。

社会全体が事前の規制から事後の手当てへと考え方が変わってきているので、家庭裁判所もセーフティネットの一部を形成するような性格になっていくものと思います。そうすると相談の窓口というのも全体として見る必要があると思います。各家庭裁判所が全般的な家事相談を始めますとその余の事務に差し障りが出ますので、中身にわたるところは行政庁とか弁護士会とかでやっていただきたいというところです。ただ、関係機関とも話をして漏れないような連絡態勢を作るなどの工夫をしていかななくてはなりません。

法テラスとの関係ではどんなコミュニケーションをとっているのですか。

電話や来庁された方から話を聞いた段階で、前提問題としてどうしたらいいのかという方向性から決める必要があると判断された場合には、このような機関がありますということで、法テラス等の連絡先を紹介して、そちらに連絡をしてもらうという形で引き継ぎをしています。

弁護士会としては法テラスを一つの窓口として考えて、そこで割り振りをするというシステムを作りましたので、法テラスを紹介してもらうのが一番いいと思います。従来の法律扶助協会に代わって、平成18年10月から新しい組織として法テラス、日本司法支援センターが運営されています。福島支部長は弁護士がしていますが、事務局は法務省からの出向で、第三セクターのような存在です。無料法律相談もありますし、弁護士の紹介もします。また、常駐する弁護士がいますので、その方に頼むこともできます。いわばワンストップサービスで、そこに行けばある程度目安がつくということです。

(2) 庁舎見学

(3) 意見交換

もし新庁舎が建つとしたらどういう設備があるといいかとか、また、裁判所に来られた方への接遇というような観点から、自由にご発言ください。

設備に関しては、役所なのでこんなものかなと思いました。接遇に関しては、すれ違う方から挨拶をされたりとか、印象が良いという感じがしました。裁判所との比較をすると、我々は事務所ですから、効率良くワンフロア化したりという作りになっていますが、裁判所の場合、待合室とか利用者のプライバシーに配慮しなくてはいけないと思います。色々な人が十把一絡げ的に扱われるのは耐え難いときもあるのではないかと想像されます。もう少しプライベートが守られるような待合室になればよいと思います。

法廷を例にして見ると、事件がないときには空なので、使用効率はよくないと思いますが、民間だともう少し厳しく効率を考えているのでしょうか。

役所の場合、ある程度のマックスに備えておかなければならないと思いますから、それはやむを得ないのではないのでしょうか。

初めて見学させていただいて、一番感じたのはとても寒々しい感じがするということです。自分の意思に反して相当傷ついた方がこちらに来て、あくまで人が人と関わる場所ですから、ハードの力というのはとても大きいような気がします。今の時代、冷暖房にしても効率の良いものがあるのですから、各部屋毎に、各フロア毎に冷暖房がちゃんと操作できるものを付ければいい話であって、暑さ寒さに合わせて室温を調節してあげるということは、人を扱う上でとても大事なことだと思います。トイレは大切なところですが、女性向きではないということもあります。今は女性用の洋式便所では便座が暖かくなっているとか、シャワーが付いているのが常識です。それから、「守衛室」とか「公衆待合室」という言葉も今の時代にそぐわないと思いました。裁判所では人と会いたくないけれども、家裁調査官や調停委員の方には話を分かって欲しい、助けて下さいというSOSの気持ちで来る訳ですか

ら、それなりのハードが必要になると思います。

また、「手続案内」という名称に変えるという話もありましたが、家庭裁判所に行けば色々な相談に応じていただけるというのが一般的な感覚です。しかし、相談するところではなくて、手続の案内を事務的にするところだと言われるにしても、勇気を出して入るときに、今の守衛室のような、バリアに似たガラス戸があるところに入って行くのはとても不安です。そこで、玄関のホールをもう少し工夫して、暖かいイメージで「どういうご用件でしたか。」と用件を聞いて、そこからどこに連携を取るのかというワンクッションを置くインフォメーションのような場所があってもいいような気がします。

待合室についても、もう少しハード面で考える必要があると思いました。現状は、とても冷たく、寒く、暗く、寂しいので、不安、恐怖という感情を強く感じました。これからの時代は女性がここに来て何でも相談できるような相談コーナーがあってもいいのかなと思います。法テラスは一般にはなかなか周知されていないので、無料相談があるのであれば一層の連携を取っていただいて、家庭裁判所ももっと活用できるようになればいいと思います。

フローリングなど木の温もりを取り入れるとよいと思います。角張った事務的なスチールの机とか椅子ではなくて、円形のラウンドテーブルのような木の方がいい。色々な額も目線の高さに置いてあれば、その一枚で癒されるかも知れない。あと玄関ホールに少し生花があればいいと思います。

待合室とか控室は個室で対応できないのかなと思いました。あと、こういう時代ですから、手続の相談だけでもメールでやりとりができればと思います。一般の人は家庭裁判所にあまり積極的に足を運ばないと思いますので、そういう心理的なものを解消する意味で、また、開かれた裁判所という意味で、メールでの手続相談というのもいいのではないのでしょうか。ただ、担当部署の事務量が増えてしまうかも知れません。

執行事件では情報や必要なフォームなどが電磁的情報として提供されるようになっていきます。また、最高裁判所がホームページに相当程度の資料を提

供していますが，もう少し対話的な情報提供ができればということですね。

建物はきれいだと思いましたが，人にはあまり優しくないという印象です。入口に「初めて来た方はこちらへどうぞ」とか書いたり，来庁者には色々な方がいるので，階段を上がって正面のホールにある案内板にふりがなを振ったり，分かりにくい専門用語の意味が説明してあるとよいと思います。点字ブロックはあるのですが，それに従ってどこに行けばいいのかが分からないと思います。階段の縁に，明るめの黄色のビニールテープなどを端の方に貼って，周りが暗いときに誤って足を踏み外す危険を減らすなど，お金をかけずに少しの工夫で人に優しくできるところがあると思います。戸が全部開き戸ですが，入口が車椅子には狭いので，今主流のスライドの引き戸がよい。あと，初めから障害者が排除されているのではないかと思ったのが，法廷の参与員の席です。法壇に上がるのに，あの段差では足の悪い方はなかなか上がれないでしょう。ユニバーサルデザインというか誰にでも開かれているということを表すのであれば，何か工夫が必要だと思いました。

待合室の問題は，私もプライバシーに配慮していないのではないかと思います。廊下のベンチは一見優しいのですが，誰からも見られてしまいます。家庭裁判所というのは人に知られたくない案件が非常に多いと思うので，もし建て替えるのであれば，人に会わずに調停室に入れるというのが理想ではないかと思いました。あと，少年同行室のトイレの扉ですが，危険があるので曇り硝子で中が見えるようになっているのですが，普通の硝子だと凶器になりうるので，その点の配慮が必要だと思います。

部屋の案内板の位置が少し高く，車椅子のような低い目線から見上げたときには分かりにくいのではないかと思いました。部屋の表示が二つあるのですが，二つとも上についているので，一つは下につけると優しいと思います。

その他に，児童室の時計の位置も高いです。折角子供さんの部屋にかわいい時計があるのに，あんなに上にあれば誰も見えないと思いました。

児童室は，本来はあの倍以上の広さがあって，モニターではなくて，ミラ

ーがついていて、隣の部屋から見るとというのが本来なのですが、ここは場所が取れないので、便宜的にあのような小さな部屋を使っています。

アクセスの問題，入ったときの接遇の問題，事件係属後の利用の問題，人同士の問題などご指摘いただきました。最後の人同士の問題は，裁判の公開とも関係します。裁判所というのは体質的に全部見せてしまうというのがあります。少年事件では一定の配慮をしていますが，全体的にはそういうことで隠すという意識は薄いかも知れません。

調停委員の経験から申しますと，裁判所に来られる方は不特定多数といっても，ほとんどは弁護士会や市役所の無料相談などの相談機関を経てから来られています。裁判所に来られた方は，気持ちの整理が全部はついていないのですが，ある程度の覚悟をもって申立てをしているように思います。以前と比較すると，待合室はとてもきれいになっていますし，昔は案内板などありませんでしたので，この頃の裁判所からは人に優しくしようという意気込みが感じられます。事件の相手方となった方々の中には，色々裁判所に対する不満がある方もいると思うのですが，例えば，養育費の額なども，今はインターネットなどで基準表を見て，覚悟をもって来ている方が多いように思います。裁判所で癒されるというのは無理があるのではないかと思います。

相談窓口についても，皆さんは弁護士会などで相談を受けていますので，裁判所の役割がそれと異なっても仕方がないと思います。待合室についても，最初は名前でお呼びしますが，次からはお顔でお呼びしますので，小さいということはあってもそれほど困っているようには見受けられません。

私は弁護士として36年間裁判所を見ていますが，ハード面，ソフト面を含めて裁判所は日々努力をされて，それなりに優しい建物，役所になっているなと感じています。ソフト面で言うと，書記官，調査官の方々は，かつてはもっと怖かったです。私が修習生のときには記録だってなかなか貸してもらえないし，気を遣ってときどきしながら対応していました。今は優しく対応してもらえますし，書記官の方の質が上がって，また，女性が増えて，一

般の方々が恐れるような状況にはないと思っています。ハード面でも，エレベーターが付いたり，トイレも随分良くなっています。

いくつか申し上げますと，一つは，待合室と調停室との境の問題で，調停室で話している内容が待合室から聞こえるということがあります。特に，相手方控室の方ですが，少し入り組んだ作りになっていて，大きな声の方の発言が聞こえてしまって，大事な情報が漏れてしまう恐れがあるので，それはハード面で直した方がいいと思います。二つ目は，少年控室はかつて天井にまで落書きをするような状態で，少年に悪影響を与えるということで問題になったのですが，最近は全く見当たらなくなりました。もう一つは，裁判所の公開の要請と，個々の当事者は自分のプライバシーを知られたくないという要求とをどこでバランスを取るかという問題があります。理想としては個人の待合室を用意して，裁判所に来ていることを他者に知られないようにすることですが，それ以前に，家事調停の控室，特に申立人控室は満杯で座れないという状況がよくあります。そういう場合には少年の控室を柔軟に使えるようにするとか，又は，少年事件は少ないので，面積的に区切って，もう少し家事の方の控室に余裕を持たせることはできないでしょうか。

当庁は，他の家庭裁判所と比べても，非常に暗くて，寒々しい建物ですので，例えば，壁の色一つでも印象が違うのではないかと思います。調停や訴訟が夕方に終わると真っ暗で足元も見えないような状況ですので，当事者の方の気持ちを考えて，全部電気を付けて回ることもあります。電気を付けても夕方はホールのところは暗いので，もう少し気持ちが和らぐようなものがあつた方がいいと思います。

審問などで裁判所から呼出しを受けた方の中には，緊張して声も出ない状態で来られている方も多数います。後から「裁判官というのは非常に怖いと思っていたが，女性だったから良かった。」と言われることがよくあります。

簡裁では，最初の調停のときに，まず裁判官が入って，「私が担当裁判官です。」と挨拶をするようになりました。そうすると，調停委員だけでなく

て、我々の言い分を裁判官にも間接的にでも聞いてもらっているんだということによって当事者が安心します。家裁においても、最初に挨拶をして、すぐに帰っていただいてもいいですから、裁判官の顔が見える調停をご検討ください。

大きな組織を運営している中で、実際に使ってみてこうすればよかったとか、予算の使い方という面でご意見はありますか。また、利用者にいい印象を持って帰ってもらうために、待遇などはどうすればいいでしょうか。

どんな企業体でも一番予算を必要とするのは人件費ですが、それだけ効率よく働いてくれる人がたくさんいれば、それだけ人が要らなくなる訳ですから、その辺から他に回せる予算というのが出てくると思います。すでに待遇教育などもされているのですが、職員の皆さんが我々を案内するときに立ち上がって挨拶をされたりとか、良い印象を持っています。

福祉の仕事では、プライバシーとか、一人一人の人権、尊厳というものが強調されます。認知症があったとしても、精神障害があったとしても、人間としての生命には権利がある訳ですから、その人の気持ちをどう汲み取って、その人に合ったケアをどう組み立てるかということがとても大事になってきます。ただし、それをオープンにすることは個人情報の問題にもなってきますから、それに関わる専門職のチームがあるのです。そのチームの中でしっかり連携が取れていて、それをサポートしているご家族の意思もきちんと尊重してあれば、誰にでも公開するのはいかななものかと思います。基本的なところはきちんと守りつつも、家事事件ではやはり非公開というのはプライバシーに関わるので大事にして欲しいと思います。

知り合いで離婚を経験している方から「家庭裁判所には二度と行きたくないです。市の窓口相談で言われて裁判所に行きましたが、とても事務的で、辛くて悲しくなり、『いいです。子供は自分が引き取って、手続をしなくても何とか頑張っていきます。』と答えてきてしまったのです。」という話も聞いています。女性の立場は弱いので、自分がしっかり仕事をして子供を育てたいという思いがあっても、いい選択肢が何かあるのかが分からないで、

沈む気持ちで、助けを求めてここに来ています。そのときに初めに対応して下さった方の印象が今でも残っていると聞いています。

冷たい部屋でやるより、木目調の安らぎ感のある部屋だと、本来の自分の気持ちとかに気がつくこともあると思います。私は児童相談所の改築を担当したのですが、そのときに、子供が本当に素直に自分の姿を見せるために、どういう部屋がいいのだろうという工夫をしました。裁判所の現状では、小さい子供さんが親と遊ぶ様子を見るというときに、少し部屋が狭いし、子供が伸び伸びするのだろうかということも感じました。リラックスしたような雰囲気であれば、考えもまとまるし、とげとげしく余計に攻撃的にならなくて済んだりすることもあると思います。傷つけ合うような場にもなってしまうがちだと思うので、そういうときに心が休まる絵やお花を見てほっとするとか、そういう作用というのはあってもいいのかなと思いました。

その児童相談所の改築というのは、現場の方の意見が通ったのですか。

県もお金がないので、初めから何円でと言われる中でやります。けれども、少しでもよくするために、プロポーザルとかで建築家の人に提案していただくという方法ではなくて、現場サイドで使いやすいということの基本にして、建て直しをするという発想から始まりました。全部木目調で、木で作っていますし、子供にいい高さということで、半分を板壁にして、上は硝子だったり普通の白壁だったりというふうに、子供が触れる部分は木にするとか、建築士の方から色々な提案をもらう前に、自分達から示しました。相談室の防音もきっちりしましたし、危険に備えて、暴れる親は職員室の近くとか、そういうタイプ別の部屋を色々作ったり、現場の体験を生かした改築ということにこだわりました。

6 次回期日の指定

平成20年5月27日(火)午後1時15分

7 閉会

以上